

平成28年10月 土木工事積算基準等正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																																																																																																										
委託	総則-22 (26)	<p>1-13 冬期の歩掛補正</p> <p>1-13-1 冬期歩掛補正基準</p> <p>(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査業務を対象とする。 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。</p> <p>(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。</p> <p>(3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。</p> <p style="text-align: center;">歩 掛 補 正 率 表</p> <table border="1" data-bbox="427 480 1167 703"> <thead> <tr> <th rowspan="2">屋外作業の開始月</th> <th colspan="5">屋外作業の終了月</th> </tr> <tr> <th colspan="5">冬 期 割 増 率 (単位は%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。</p> <p>(5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。 冬期補正設計直接人件費・賃金＝基本設計直接人件費・賃金×（1＋冬期割増率）</p> <p>(6) <u>測量、地質調査、設計、調査・計画業務に伴う現地調査については歩掛補正の対象とする。なお、現地踏査については歩掛補正の対象外とする。</u></p>	屋外作業の開始月	屋外作業の終了月					冬 期 割 増 率 (単位は%)						11月	12月	1月	2月	3月	10月	—	2	3	3	3	11月	—	3	3	4	3	12月	—	4	5	4	4	1月	—	—	5	5	4	2月	—	—	—	4	3	3月	—	—	—	—	2	<p>1-13 冬期の歩掛補正</p> <p>1-13-1 冬期歩掛補正基準</p> <p>(1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査業務を対象とする。 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。</p> <p>(2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。</p> <p>(3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。</p> <p style="text-align: center;">歩 掛 補 正 率 表</p> <table border="1" data-bbox="1256 475 1995 699"> <thead> <tr> <th rowspan="2">屋外作業の開始月</th> <th colspan="5">屋外作業の終了月</th> </tr> <tr> <th colspan="5">冬 期 割 増 率 (単位は%)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。</p> <p>(5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。 冬期補正設計直接人件費・賃金＝基本設計直接人件費・賃金×（1＋冬期割増率）</p> <p>(6) <u>設計業務等技術者が行う現地調査及び現地踏査等については、歩掛補正の対象外とする。ただし、別途個別に外業を定めている歩掛については、この限りではない。</u></p>	屋外作業の開始月	屋外作業の終了月					冬 期 割 増 率 (単位は%)						11月	12月	1月	2月	3月	10月	—	2	3	3	3	11月	—	3	3	4	3	12月	—	4	5	4	4	1月	—	—	5	5	4	2月	—	—	—	4	3	3月	—	—	—	—	2	
屋外作業の開始月	屋外作業の終了月																																																																																																													
	冬 期 割 増 率 (単位は%)																																																																																																													
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																									
10月	—	2	3	3	3																																																																																																									
11月	—	3	3	4	3																																																																																																									
12月	—	4	5	4	4																																																																																																									
1月	—	—	5	5	4																																																																																																									
2月	—	—	—	4	3																																																																																																									
3月	—	—	—	—	2																																																																																																									
屋外作業の開始月	屋外作業の終了月																																																																																																													
	冬 期 割 増 率 (単位は%)																																																																																																													
	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																									
10月	—	2	3	3	3																																																																																																									
11月	—	3	3	4	3																																																																																																									
12月	—	4	5	4	4																																																																																																									
1月	—	—	5	5	4																																																																																																									
2月	—	—	—	4	3																																																																																																									
3月	—	—	—	—	2																																																																																																									

1-13 冬期の歩掛補正

1-13-1 冬期歩掛補正基準

- (1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、11月1日以降に入札する測量、調査業務を対象とする。
 その他、10月に入札するもので全屋外作業（外業）期間に占める冬期間（11月1日から3月31日まで）の割合が2分の1を超える場合について対象とする。
- (2) 歩掛補正は、屋外作業（外業）に従事する者を対象に行う。
- (3) 歩掛の補正は、期間別に次表の割合を標準として行う。

歩掛補正率表

屋外作業の終了月 屋外作業の開始月	冬期割増率 (単位は%)				
	11月	12月	1月	2月	3月
10月	—	2	3	3	3
11月	—	3	3	4	3
12月	—	4	5	4	4
1月	—	—	5	5	4
2月	—	—	—	4	3
3月	—	—	—	—	2

- (4) 設計変更等により工期に伸縮を生ずる場合の補正率は、原則として当初設計の補正率による。ただし、当初補正率によることが著しく不適当なものについては、別途積算すること。
- (5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算する。

$$\text{冬期補正設計直接人件費・賃金} = \text{基本設計直接人件費・賃金} \times (1 + \text{冬期割増率})$$
- (6) 設計業務等技術者が行う現地調査及び現地踏査等については、歩掛補正の対象外とする。
 ただし、別途個別に外業を定めている歩掛については、この限りではない。

1-13-2 冬期歩掛補正基準の運用

(1) 屋外作業期間の設定について

屋外作業期間とは、発注される業務の中で屋外作業に要する期間である。

なお、屋外作業（外業）と屋内作業（内業）が交互に混在している場合は、最初の屋外作業（外業）開始日から最後の屋外作業（外業）終了日までを外業期間とする。よって外業期間は、当初発注前に作業内容及び工程等を十分に把握し経済的な屋外作業期間を設定しなければならない。

(2) 労務費の補正について

労務費の補正は、補正の対象となる外業期間の外業歩掛について補正する。

(3) 労務費以外の補正について

旅費交通費、機械損料及び工期については補正しない。